

生駒市条例第23号

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月28日

生駒市長 山下 真

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成14年法律第48号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「及び第7条第1項」を「、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改める。

第4条を第7条とする。

第3条中「前条」を「第2条から第4条まで」に改め、同条を第6条とする。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付し、同条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）第17条第1項に規定する介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した

趣旨に反しない場合

- (2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が同条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 2 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条」を加える。

第19条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「短時間勤務職員」の次に「又は生駒市一般職の任期付職員
の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条の規定に
より採用された職員」を加え、「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時
間勤務職員」に、「任期付育児短時間勤務算出率」を「任期付短時間勤務算出
率」に改め、同条第2項及び第4項中「任期付育児短時間勤務職員」を「任期
付短時間勤務職員」に、「任期付育児短時間勤務算出率」を「任期付短時間勤
務算出率」に改める。

第8条の2第2項第2号、第10条第1項、第17条の2、第17条の3第
1項及び附則第19項中「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務
職員」に改める。

（生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 5 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条」に改める。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 6 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条」に改める。